



平成18年5月26日

各 位

会社名 東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 越村敏昭
(コード番号 9005 東証第1部)
問合せ先 財務戦略室 主計部
IR担当課長 柏崎和義
(TEL 03-3477-6168)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第137期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)株主の皆様にご意見を伺う機会を増やすとともに、経営環境の変化に対応した経営体制を機動的に構築することができるよう、現行定款第19条（任期）に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、平成17年6月29日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は2年とする旨の附則を新設するものであります。
- (2)平成18年5月1日に施行された「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）およびその他関連法令に基づき、次のとおり変更を行うものであります。
 - ①単元未満株式についての権利（変更案第10条）
単元未満株式を有する株主が、単元未満株式について行使することができる権利を定めるため、新設するものであります。
 - ②株主総会参考書類等のインターネット開示（変更案第16条）
株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法により開示することができるよう、新設するものであります。
 - ③議決権の代理行使（変更案第18条）
議決権の代理行使を行う際、その代理人の数を1名と定めるため、現行定款第13条を変更するものであります。

④取締役会の書面等による決議（変更案第25条）

取締役会を機動的に運営するため、その決議につき書面または電磁的記録により行うことができるよう、新設するものであります。

⑤社外取締役および社外監査役との責任限定契約（変更案第29条・第35条）

社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結できるよう、新設するものであります。なお、社外取締役との間で当該契約の締結を可能とする本規定の新設を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

⑥会計監査人の選任および任期（変更案第6章・第36条・第37条）

会計監査人が会社の機関とされたことから、会計監査人の選任および任期を定めるため、新設するものであります。

⑦その他、必要な規定の新設または削除、用語、引用条文および字句の修正を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成18年6月29日（木曜日）

以 上

(別紙)
定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 本会社の公告は、<u>電子公告により行う。</u> ただし、<u>電子公告によることができない事故</u> <u>その他のやむを得ない事由が生じたときは、</u> <u>東京都に於て発行する日本経済新聞に掲載す</u> <u>る。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数) 第5条 本会社が発行する株式の総数は 18億株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第5条の2 本会社の<u>1単元の株式の数</u>は1,000 株とする。 本会社は<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式(以 下「単元未満株式」という)に係る株券を発 行しない。ただし、株式取扱規則に定めると ころについてはこの限りでない。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 本会社は<u>商法第211条ノ3第1項第2</u> <u>号の規定により、取締役会の決議をもって、自</u> <u>己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 本会社は、株主総会および取締役のほ か、<u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 本会社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u> ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>つて電子公告による公告をすることができない</u> <u>場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 18億株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 本会社の<u>単元株式数</u>は、<u>1,000株</u>とす る。 本会社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元株式</u> <u>数に満たない数の株式</u>(以下「単元未満株式」 という)に係る株券を発行しない。ただし、株 式取扱規則に定めるところについてはこの限り でない。</p> <p>(自己の株式の取得) 第9条 本会社は、<u>会社法第165条第2項の規</u> <u>定により、取締役会の決議によって自己の株式</u> <u>を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 本会社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、その有する <u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の</u> <u>権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求</u> <u>をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割</u> <u>当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける</u> <u>権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p>

(単元未満株式の買増し)

第7条 本会社の単元未満株式を有する株主(株主には実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(名義書換代理人)

第8条 本会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。本会社の株主名簿及び実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。単元未満株式の買取り及び買増しは名義書換代理人にこれを取扱わせる。

(株式の取扱)

第9条 本会社の株式の取扱、単元未満株式の買取り及び買増しについては、取締役会が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。前項のほか必要ある場合は予め公告して、基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(新 設)

(新 設)

(単元未満株式の買増し)

第11条 本会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

(削 除)

(株式の取扱)

第13条 本会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(削 除)

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第15条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第16条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第12条 株主総会の決議は出席株主の議決権の過半数をもってする。但し法令の定めによるべき場合、又は本定款に別段の定めがある場合にはその定めによる。

商法第343条に定める特別決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は議決権を有する株主に限る。但し株主又は代理人は本会社に委任状を提示し、その代理権を証明することを要する。

(議事録)

第16条 株主総会の議事は議事録に記載又は記録し、議長と出席した取締役がこれに記名捺印し、又は電子署名するものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(選任)

第18条 取締役選任の決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の過半数をもって行い累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。補欠又は増員として就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

(取締役会の招集)

第20条 取締役会招集の通知は会日の7日前に各取締役及び各監査役に対し発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(新設)

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(削除)

第4章 取締役及び取締役会

(選任)

第22条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

(取締役会の招集)

第24条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の書面等による決議)

第25条 本会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役)

第22条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。但し取締役社長は代表取締役でなければならない。

(新 設)

第5章 監査役及び監査役会

(選 任)

第25条 監査役選任の決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会に於て、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第26条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。
補欠として就任した監査役の任期は前任者の任期が満了すべき時までとする。

(監査役会の招集)

第27条 監査役会招集の通知は会日の7日前に各監査役に対し発することを要する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(代表取締役)

第27条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。
取締役社長は代表取締役でなければならない。

(社外取締役との責任限定契約)

第29条 本会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(選 任)

第31条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(社外監査役との責任限定契約)

第35条 本会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選 任)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(利益配当)

第31条 本社は毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は質権者に対して利益配当金を支払う。

(中間配当)

第32条 本社は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は質権者に対して商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という）をすることができる。

(配当金等の除斥期間)

第33条 利益配当金又は中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。

(転換社債の転換の時期と配当)

第34条 転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金又は中間配当金の支払については、転換の請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなす。

(新 設)

第8章 計 算

(剰余金の配当の基準日)

第40条 本社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 本社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社に帰属する。

(削 除)

附 則

第23条の定めにかかわらず平成17年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成19年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとする。
この附則は、期日経過後、削除する。

以 上